

令和8年議案第1号

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月10日提出

愛北広域事務組合

管理者 江南市長 澤田和延

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として管理者が規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が管理者が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（管理者が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分の応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として管理者が規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第7項」を「第8項」に改める。